

第2回合併協議会が 開催されました

2月27日に開催された第2回合併協議会では、左記の提案事項等について協議が行われました。

会議では、今後の協議の指針となる「事務事業調整方針」「新市建設計画策定方針」が定められたほか、提案事項が原案のとおり承認されました。

【協議事項】

●事務事業調整方針

●基本的な協議事項（4ページ参照）

- ・合併の方式
- ・新市の名称
- ・事務所の位置
- 新市建設計画策定方針（5ページ参照）

【報告事項】

- ・任意合併協議会決算報告
- ・例規に関する法規審査委員会設置報告

■合併協議会新委員に

町田 直氏（浅科村）

第2回協議会において、識見者委員として選任されていた浅科村の金箱信吉委員の退任に伴い、新委員に浅科村から町田直氏が選任され、協議会長より委嘱が行われました。

合併協議における事務事業すり合わせ調整方針

事務事業すり合わせ調整の具体的な協議にあたっては、「基本6原則」に基づき協議が行われます。

基本6原則

- ① **一体性確保の原則**
新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。
- ② **住民福祉向上の原則**
住民サービス及び住民福祉の向上に努めます。
- ③ **負担公平の原則**
負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように努めます。
- ④ **健全な財政運営の原則**
新市において健全な財政運営に努めます。
- ⑤ **行政改革推進の原則**
行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。
- ⑥ **適正規模準拠の原則**
自治体規模に見合った事務事業の見直しに努めます。

上記6原則を踏まえての各種事務事業の主な共通的な方針は次のとおりです。

財産について

- ・各市町村所有財産は、新市に引継ぐ。
- ・財産区有財産は、原則としてそのまま存続させる。

使用料・手数料等について

- ・住民生活に密接に関係するため、円滑な統一が図られるよう十分調整し、制度が効率的に運用できるよう努める。

補助金・交付金等について

- ・補助制度の内容と新市の振興、財政運営の健全化に配慮し見直し、条件や水準等の調整を行う。

給付等について

- ・内容・実情に配慮し、原則として施設整備・マンパワーの充実を中心とした現物給付主義に改める。

- ・各種施策については「健全財政運営の原則」「行政改革の原則」に十分配慮し慎重に調整する。

一部事務組合・公社について

- ・組合・広域連合を構成する市町村間で、事務処理範囲や経費負担等十分協議し調整する。

- ・土地開発公社・振興公社については、統合を進める。

公共的団体について

- ・社会福祉協議会は、社会福祉法第百九条の規定に基づき統合する。

- ・農林水産業・商工業・文化・体育・厚生福祉などの公共的活動を営む団体については、新市の一体性確立の観点から速やかな統合を進める。

諮問機関等について

- ・該当事務事業の調整結果を踏まえ、設置・見直し作業を実施する。

事務事業すり合わせ調整案の 協議方法についての基本的な考え方

事務事業すり合わせ調整案の協議方法は次のとおりです。

すり合わせ調整案の具体的な協議は、「専門部会」から「合併協議会」へと段階を経て進められますが、二千を超える項目については、住民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼす事項から事務事業のやり方や運用など、多岐に渡っています。

このため、「合併協議会」、「専門部会」のそれぞれの協議段階における調整事項を明確にし、全ての調整項目について、住民生活への影響や調整の難易度等に配慮した項目分類を行うこととします。



▲第2回合併協議会の様子

①専門部会の協議を経て、合併協議会で協議する項目

●住民生活に大きな影響を及ぼすと考えられる事務事業

●各種事務事業のサービス水準補助金、給付額など

●各種事務事業に対する負担水準、使用料、手数料など

●その他、協議会で協議することが望ましいもの

②専門部会で協議を行い、合併協議会に報告し、承認を受ける項目

●住民生活に及ぼす影響が比較的軽微と考えられる事務事業

●各種事務事業のやり方や運用など
●その他、専門部会で協議することが望ましいもの

合併協議項目のすり合わせ調整に係る組織体系図

【構成と役割】

合併協議会

- ・合併に関する各種協議

幹事会・事務局

- ・合併協議会への提案調書の作成
- ・各種スケジュール調整
- ・専門部会間の調整

専門部会

- ・すり合わせ調整案の作成
- ・作業スケジュール調整
- ・各種調査票の取りまとめ
- ・分科会の進行管理

分科会

- ・すり合わせ調整案の検討・原案作成
- ・各種調査票の作成
- ・事務担当者レベルの調整
- ・ワーキンググループの設置及び進行管理

ワーキンググループ（任意設置）

- ・すり合わせ調整案の検討・原案作成
- ・各種調査票の作成
- ・事務担当者レベルの調整

【合併協議会の組織】

